２．対象となる施設・使用料・減免割合【別表】　（使用料には、別途消費税がかかります。）

種別	施設名・競技・面数			１時間あたりの使用料（税抜）			使用料の納入窓口
学校体育施設	小学校体育館（島門・広渡・浅木） 遠賀南中学校体育館・武道館			施　設　：　１５０円 照　明　：　２００円			遠賀町中央公民館
	遠賀中学校第1体育館（旧遠賀町第1町民体育館）	（★）ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ・ｿﾌﾄﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ	1/3面 1/2面	施　設　：　１００円 照　明　：　１５０円			
		アリーナ	1/2面	施　設　：　２００円 照　明　：　３００円			
	小学校運動場（島門・広渡・浅木）						
					町内料金	町外料金	
社会体育施設	遠賀町民体育館（旧遠賀町第2町民体育館）	アリーナ	1面	施設	２００円	４００円	遠賀町民体育館
				照明	３００円	６００円	
	遠賀総合運動公園　遠賀体育センター	ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ・ｿﾌﾄﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ 卓球 等	1/4面	施設	１１０円	２２０円	遠賀体育ｾﾝﾀｰ
				照明	１６５円	３３０円	
		アリーナ（全体の1/2）	2/4面	施設	２２０円	４４０円	
				照明	３３０円	６６０円	
	テニスコート	クレーコート	1面	照明無	２２０円	４４０円	
				照明有	５５０円	１１００円	
		オムニコート	1面	照明無	３３０円	６６０円	
				照明有	６６０円	１３２０円	
	グラウンド	野球 ソフトボール	1面	照明無	４４０円	８８０円	
				照明有	２７５０円	５５００円	
		サッカー	1面	照明無	４４０円	８８０円	
				照明有	１６５０円	３３００円	
	相撲場	相撲	1面	施設	２２０円	４４０円	
	弓道場	弓道	―	照　明　無　：　５０円			
				照　明　有　：　１５０円			

減免割合（例外有り）		
区　　分	施設	照明
体育協会登録団体	２割	２割
スポーツ少年団（定期利用）	10割	10割
スポーツ少年団（定期利用以外）	５割	５割
町又は教育委員会が主催又は共催するとき	10割	10割
教育委員会が特に減免する必要があると認めるとき	５割又は10割	５割又は10割

（★）遠賀中学校第１体育館でのﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ･ｿﾌﾄﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ利用については、ｱﾘｰﾅ全面を使用する場合はｺｰﾄを3面取ることができます。
ただし、複数の団体が同時に使用する場合は、ｺｰﾄの間隔が狭く防球ﾈｯﾄがｱﾘｰﾅの中央部にしかないため、中央のｺｰﾄを使用不可とし、防球ﾈｯﾄを挟んで1面ずつの利用となります。
・遠賀中学校及び遠賀南中学校の運動場は、部活動で利用するため定期利用の対象外です。

※令和７年度定期利用団体（学校体育施設を除く）における町内料金・町外料金の判別を申請書（名簿）提出時に行います。
団体会員に８割以上の町内者（在住・在勤含む）がいる場合町内料金、８割未満の場合町外料金となります。

施設	室　　名	１時間あたりの使用料（税抜）		使用料の納入窓口
		町　内　者	町　外　者	
遠賀コミュニティーセンター	児童室　1	３３０円	６６０円	遠賀ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ
	児童室　2	２２０円	４４０円	
	集会室　1･2	３３０円	６６０円	
	サークル活動室 1･2	３３０円	６６０円	
	視聴覚室	３３０円	６６０円	
	音楽室	５００円	１０００円	
	和室（水仙･木犀･寿）	２２０円	４４０円	
	ホール	１，６５０円	３３００円	

減免割合（例外有り）		
団体区分	施設	照明
同上表		

※空調代は町または教育委員会主催の場合を除き実費となります。